

令和5年春の叙勲伝達式及び褒章伝達式に係る会場借上等一式の公募について
(公募要領)

厚生労働省が主催する令和5年春の叙勲伝達式及び褒章伝達式を行う際に使用する式典会場等を借り上げ、滞りなく伝達式を実施する必要がある。

については、下記の内容で公募するので、「6応募方法」に従って応募されたい。

記

1 借上日時

叙勲伝達式：令和5年5月10日または12日のうち約6時間程度

褒章伝達式：令和5年5月15日（月）のうち約6時間程度

2 借上場所

伝達式終了後、速やかに皇居に移動する必要があるため、皇居坂下門まで直線距離で3km以内に位置する施設内の会場であること。

3 伝達式会場については、以下の条件を全て満たすものであること。

- (1) 新型コロナウイルス感染防止のため座席間隔を1m確保したうえで、叙勲伝達式は受章者等約460名、褒章伝達式は受章者約120名を座席のみのシアター形式により収容可能なスペースを確保出来る式典会場であること。
- (2) 施設敷地内に大型観光バス約10台を収容することが出来る駐車場を有しており、かつ、雨天の場合でも受章者等が濡れないよう屋根がある場所でスムーズに乗降出来る車寄せを有していること。
- (3) 受章者等は高齢のため歩行が困難な者や車椅子を使用する者がいるため、伝達式会場から駐車場までの動線がバリアフリー化されており、かつ、10分以内で移動出来ること。

4 伝達式会場の至近に以下の部屋を用意すること。

- (1) 各伝達式で受章者等が使用する男女別の更衣室（各約20名）を用意し、姿見を5台設置すること。
- (2) 各伝達式で急病人が発生した際に対応できる救護室を用意し、パーテーションで囲ったうえで簡易ベッドを2台設置すること。
- (3) 各伝達式で省幹部用（約10名）の休憩室を用意し、長机6台、椅子10

脚、姿見 1 台を設置すること。

(4) 各伝達式で省スタッフ用(約 40 名)の作業室を用意し、長机 12 台、椅子 40 脚を設置すること。

5 その他、伝達式会場等に以下の物品等を用意すること。

(1) 各伝達式で伝達式会場入口前に受付スペースを設置し、受付用の長机を 9 台配置し、テーブルクロスを敷くこと。また、別途指示する受付用の看板を 6 台用意すること。

(2) 別途指示するとおり、叙勲伝達式では、伝達式会場に椅子(幅及び奥行とも 50 cm 程度)を約 460 脚、褒章伝達式では、約 120 脚を設置すること。また、受章者の座席に指定する氏名札を貼付すること。

(3) 各伝達式で勲章伝達等を行うため、伝達式会場に幅 6m、奥行き 4m 程度のステージを設営し、赤絨毯、金屏風、演台、花壺を設置すること。

(4) 各伝達式で飾花一杯(30,000 円程度税別)を用意し、式典の際、ステージの花壺に配置すること。

(5) 各伝達式で式典式次第 1 台を用意し、別途指示する内容を記載し、伝達式会場に配置すること。

(6) 各伝達式で施設内に伝達式会場への案内表示及び各会場前に案内版を設置すること。

(7) 各伝達式で指示する場所に当省が用意する国旗を掲揚すること。

(8) 各伝達式で司会用等のマイクを 4 本用意すること。

(9) 各伝達式で国歌演奏用の CD プレイヤー及び音響設備を用意すること。

(10) 各伝達式で指示に従い、音響、照明の調整をすること。

(11) 各伝達式で別途指示する場所に、ウォーターサーバー等を 6 台設置すること。

(12) 各伝達式で別途指示する場所に、手指用アルコール消毒液を 30 個設置すること。

(13) 各伝達式で足の不自由な受章者等のための車椅子を 5 台用意すること。

(14) 各伝達式で省幹部用の駐車場(普通車用)を 5 台用意すること。

6 応募方法

(1) 応募期限 令和 5 年 4 月 21 日(金) 12 時 00 分

(2) 応募方法

次の書類を下記(3)の提出先に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とした上で提出期限の前日までに到着するよう送付し、かつ応募者が電話により受領の確認を行う必要がある。

【提出書類】

- ・ 応募申込書（別紙様式1）
- ・ 誓約書（別紙様式2）
- ・ 上記2及び3が確認できる資料
- ・ 応募企業の案内・概況を示す資料、パンフレット等
- ・ 施設概要資料、施設内図面、パンフレット、写真等
- ・ 会場概要資料、会場内図面、パンフレット、写真等
- ・ この公募要領に基づく、会場等借上の概算見積書(内訳添付)
- ※キャンセル料の条件等についても記載すること

(3) 提出先 厚生労働省大臣官房人事課栄典班
 担当：大西
 住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
 中央合同庁舎 5号館 19階
 電話：03-5253-1111（内線 7059）

7 手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

8 その他

- (1) 応募に当たっては、6（2）所定の書類全てを提出すること。これらの資料の提出がない又は虚偽の記載をし、若しくは記載内容に反することとなったときは、当該者の応募を無効とする。
- (2) 提出された書類等について照会をした場合には対応すること。
- (3) 公募の結果については、応募締め切り後1週間程度を目途に書面で通知する。
- (4) 応募者が複数の場合、参加者から提供された書類をもとに妥当性、利便性及び経済性を審査し、会場を選定することとする。なお、必要に応じて現地の確認等を行う場合がある。
- (5) 借上げに関連する一切の料金は、全額精算払い（業務完了後の後払い）となり、申込金、前納金等、名義の如何を問わず契約金額の前払いは行わない。
- (6) 正式な契約は、応募内容を踏まえ、詳細を調整の上で確定することとなる。
- (7) 応募に際しての資料作成費用や会場の仮予約に要した費用等、契約に基づかない費用は一切負担しない。
- (8) 応募に際して提出された資料は返却しない。

応募申込書

厚生労働省が公募する「令和5年春の叙勲伝達式及び褒章伝達式に係る会場借上等一式」について、公募要領の記載を全て了承の上で応募します。また、当社(私)は、下記の事項について、事実と相違ないことを申し添えます。

記

1. 当社(私)は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、意思表示期限日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社(私)は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がありません。
3. 当社(私)は、その他の公募に必要な資格を全て有しております。
4. 当社(私)は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項(法令違反や反社会勢力による不当介入等)が生じた場合には速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申込書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

以上

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
厚生労働省大臣官房会計課長 殿

【添付書類】

- ・誓約書(別紙様式2)
- ・公募要領の2及3が確認できる資料
- ・応募企業のご案内・概況を示す資料、パンフレット等
- ・施設概要資料、施設内図面、パンフレット、写真等
- ・会場概要資料、会場内図面、パンフレット、写真等
- ・会場等借上の概算見積書(内訳添付)

(この応募に関する照会先)

所属・部署：
氏 名：
電 話 番 号：
E - m a i l：

誓約書

当社(私)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

なお、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
厚生労働省大臣官房会計課長 殿

※個人の場合は氏名欄に生年月日を付記すること。法人の場合は、役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料(様式適宜)を添付すること。